

## 第二期行田市子ども・子育て支援事業計画策定について

### 1 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられた、5 年を 1 期とする計画です。我が国における急速な少子化の進行と家庭及び地域を取り巻く環境の変化を鑑み、ひとり一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、

- (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

を骨子とした子ども・子育て支援制度を具体化する計画です。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、「(第一期) 行田市子ども・子育て支援事業計画」の後継計画として、市の最上位計画である「第五次行田市総合振興計画」のもとで、「行田市地域福祉計画」、「行田市障がい者計画」、「行田市健康増進計画・食育推進計画」などの個別計画との整合を図ります。

### 3 計画の期間

- (1) 策定期間 2018（平成 30）年度～2019（平成 31）年度
- (2) 実施期間 2020（平成 32）年度～2024（平成 36）年度 ※5 年間

年度		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022	2023	2024	
行田市	(総合振興計画)											
	子ども・子育て支援事業計画	第一期					第二期					
							調査	策定				

#### 4 策定作業の方針

(1) 国の示す以下の「考え方」「指針」等に則り、市の特徴を踏まえた計画策定に努めます。

- ・「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」
- ・「改正子ども・子育て支援法に基づく基本指針」 ※今後公布予定

(2) 行田市子ども・子育て会議を設置し、計画策定に向けた審議を行います。

子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に基づき、保護者や子ども・子育て支援事業者などで構成される機関です。

(3) 市民のニーズ調査を行います。

- ① 実施期間：平成30年12月（予定）
- ② 実施内容：

対 象	配布数
未就学児童の保護者	1,600
小学生の保護者	1,000

(4) パブリックコメントによる意見公募を行います。

計画素案について広く市民の意見を求め、その結果を計画書最終案に反映させます。

#### 5 策定スケジュール（案）

##### 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

資料1-4

